

平成27年度第11回 福島県原子炉安全監視協議会（2月24日開催）での申し入れ事項

申し入れの内容	回答
1 設備の運用に当たっては、排ガス等により周辺環境に影響がないよう、設備の安全管理とともに安全を最優先とし、トラブル等が発生しないよう設備を期すとともに、運転管理面においてもヒューマン・エラーを含め、トラブル等が発生しないよう慎重に作業すること。	設備の保守管理、運転管理とともに安全を最優先とし、トラブル等が発生しないよう丁寧かつ慎重に作業を実施してまいります。
2 排ガスモニタや敷地境界にあるダストモニタによる測定結果については、その結果を分かりやすくホームページで公表すること。	福島第一の敷地境界における空気中の放射線量については、敷地境界付近3箇所に設置したモニタリングポストで監視しており、10分ごとのデータを当社HPでお知らせしております。 ・モニタリングポスト近傍8箇所に設置したダストモニタによる測定値について ・モニタリングポストにて会見の場等でマスコミによる説明するところとともに当社HPに掲載しております。今後さらにわからずいデータの公開・説明を目指してまいります。 ・月一回とリマインダードでマスコムに開示するダストモニタ・排ガスモニタの「通報基準・公表方法」に基づき通報 ・雑固体廃棄物等が確認されれば確実・速やかに「通報基準・公表方法」に基づき分析 ・監視しておたり、結果については、週1回の頻度で分析 ・監視しておいた結果にあります。他に、ダストモニタに掲載することとしております。 ・雑固体廃棄物等が確認された場合は、今後、さらにはわかりやすいう公表方法について検討してまいります。
3 万が一、設備の異常やトラブルが発生した場合には、速やかな運転停止と関係機関に対する迅速な通報連絡等を行うこと。	設備の異常やトラブルが発生した場合は、状況を速やかに確認し、その上で運転停止などの必要な対応を行うとともに、「通報基準・公表方法」に則り迅速に通報連絡等を行います。